

社会福祉法人和歌山県福祉事業団 役員等名簿

令和7年6月26日現在

役職名	氏名	選任基準	(法=社会福祉法)
理事	松本 一美	和歌山県福祉事業団理事長	(法第44条第4項第2号)
理事	坂上 恒久	和歌山県福祉事業団常務理事・南紀医療福祉センター所長	(法第44条第4項第1号)
理事	垣内 瞳	和歌山県福祉事業団常務理事・西牟婁サポートセンターゆう所長・きずな館所長	(法第44条第4項第3号)
理事	臼井 正弘	和歌山県福祉事業団紀北圏域総括責任者	(法第44条第4項第3号)
理事	佐武 寛子	和歌山県福祉事業団中紀圏域総括責任者	(法第44条第4項第3号)
理事	則藤 訓章	和歌山県福祉事業団東牟婁圏域総括責任者	(法第44条第4項第3号)
監事	市川 雅章	元和歌山県子ども・女性・障害者相談センター所長	(法第44条第5項第1号)
監事	山中 盛義	公認会計士	(法第44条第5項第2号)
評議員	奥田 誠	上富田町長	(法第39条)
評議員	塩崎 貞男	海南市副市長	(法第39条)
評議員	新解 美紀	元和歌山県福祉保健政策局長	(法第39条)
評議員	崎山 賢士	特別養護老人ホーム愛の園施設長	(法第39条) ●
評議員	深瀬 幸子	NPO法人はまゆう作業所理事長・施設長	(法第39条) ●
評議員	三反田和人	元和歌山大学客員教授	(法第39条) ●
評議員	田邊 純	元社会福祉法人わかば福祉会理事長	(法第39条) ●
会計監査人	本田 壽秀	代表社員・公認会計士(くすのき監査法人)	(法第45条の5第1項)

●=福祉サービス評価委員

法第39条 「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」

法第44条第4項第1号 「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」

法第44条第4項第2号 「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」

法第44条第4項第3号 「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」

法第44条第5項第1号 「社会福祉事業について識見を有する者」

法第44条第5項第2号 「財務管理について識見を有する者」

法第45条の2第1項 「公認会計士又は監査法人」

任期：理事・監事（令和7年6月26日の定時評議員会の終結の時から令和8年の会計年度にかかる定時評議員会の終結の時まで。）

評議員（令和11年6月開催の定時評議員会終結の時まで。）

会計監査人（令和8年6月開催の定時評議員会終結の時まで。ただし、定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは再任されたものとみなす。）

根拠法令（社会福祉法）

（評議員の選任）

第39条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

（役員の資格等）

第44条 省 略

2 省 略

3 省 略

4 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

（1）社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

（2）当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

（3）当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者

5 監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

（1）社会福祉事業について識見を有する者

（2）財務管理について識見を有する者

（会計監査人の資格等）

第45条の2 会計監査人は、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。以下同じ。）又は監査法人でなければならない。